

2025 年 4 月 1 日発効

OBAC アドバイザー規約

一般社団法人海外事業支援センター (OBAC)
理事長 高橋 和彦

OBAC においては、企業の海外ビジネス支援及び企業経由の海外赴任者研修を通じて、社会貢献を果たす理念を掲げて業務を運営し、アドバイザーの皆様の多大なご支援かつご協力をいただいているユニークな運営体です。

個別企業支援、セミナー及び語学研修講師、通訳、規定や契約書の作成ならび改定等、更には製造・技術支援を含む広範囲に渡った分野で、専門的知見かつ経験を有する所属アドバイザーに活躍していただいています。

現在アドバイザーは、中部、北陸、関東、関西、九州、海外と各地から登録いただいております。今回初めて「OBAC アドバイザー規約」を作成しましたので、今後の活動の指針として、ご賛同いただきたく存じます。

また内容は必要に応じて改定して行きたく、よろしくご理解願います。

第1条 アドバイザー登録

- ① OBAC 業務をお願いするためには、OBAC アドバイザーへの登録が前提となります。ただし登録アドバイザーの得意分野及び専門分野以外の業務がある場合は、外部専門家をお願いする場合があります。(通訳、翻訳、人材紹介、ビジネスマッチング等)
- ② ご本人または紹介者によるアドバイザー登録要望がありましたら、OBAC 書式のアドバイザー申請書に必要事項を記入いただいた後、登録面談を実施、相互理解を十分図った上で、登録させていただきます。
- ③ 登録と同時に、アドバイザープロフィールを作成します。同プロフィールはアドバイザーに内容を確認願ひ、承諾いただいた上で、企業/団体から支援業務依頼があった場合に、対外的に使用させていただきます。

第2条 アドバイザー謝金

- ① アドバイザーへ業務を依頼する場合は、業務内容及び謝金について事前説明しアドバイザーの了解を得て、業務の成約を目指します。
- ② アドバイザー謝金については、基本的に OBAC ホームページ記載の「取引先サービス料金表」をベースに OBAC 運営費/税/その他を除いた金額を謝金としています。ただし政府/地方公共団体事業については、予め予算が確定しています。

ので、個々の業務委託費をベースにアドバイザー謝金を提示し了解を得ます。
また特殊な業務や専門性の高い業務については、OBAC サービス価格に拘らず
担当いただくアドバイザーの意見も取り入れて、サービス価格/謝金を設定いた
します。

- ③ またインボイス制度においては、アドバイザーが課税事業者か免税事業者かによ
って、謝金が異なりますので、新規アドバイザーに対して、ステイタス（課
税事業者か免税事業者）を確認させていただきます。併せて源泉税徴収のため
法人か個人かを確認します。個人事業主は個人扱いになります。
- ④ 謝金および業務にかかる謝金については、業務実施日の翌月末にアドバイザー
指定の金融機関口座に振り込みます。振込にあたって、法人以外のアドバイザ
ーに対しては謝金及び交通費を報酬として源泉税（10.2%）を控除しますので
ご了承ください。

＊インボイス制度及び源泉税徴収に対する体系図

課税事業者	（インボイス No 有）	⇒法人（所得税源泉無し）
		個人（所得税源泉有り）
非課税事業者	（インボイス No 無し）	⇒法人（所得税源泉無し）
		個人（所得税源泉有り）
		（個人事業主は個人扱いです。）

第2条 OBAC 名刺の配布

- ① OBAC 業務を実施する上で、名刺が必要となりますので、その際は要望願いま
す。又 OBAC 業務をまだ担当していない場合でも、名刺を有効に活用し、広
報活動を実施していただける場合は、喜んで作成しますので、ご連絡ください。
- ② なお、名刺への記載事項の所属先、タイトルは、OBAC アドバイザーとし、
別の所属先併記はしません。資格については記載可能です。その他自宅住所
個人電話、個人メールアドレス等個人情報、はご本人の希望を伺います。

第3条 アドバイザー会議

- ① 毎年5月頃に、アドバイザー会議を開催します。アドバイザーが各地に点在
しているため、オンライン会議を基本とします。ただし場合によってはOBAC
が所在する名古屋において、ハイブリッド会議を実施する場合がありますの
で、ご了承ください。
- ② OBAC の業務の中で、チームとして交流が不可欠な事業（例えば、ジェトロ
事業や名古屋市事業等）は対面での会議や情報交換会を、OBAC の費用負担
で、ケースバイケースで実施します。

第4条 販売促進

- ① 令和7年度より、OBAC 紹介インセンティブ制度を復活し、アドバイザーの紹介による販売促進拡大と新規アドバイザー登録を強化します。正社員及びアドバイザー向け紹介インセンティブ制度」をご参照願ひ、是非ご協力願ひます。
- ② 又現状の OBAC 事務局スタッフのみでは、運営管理業務に時間をとられ、十分販売促進活動が推進できない状態ですので、関係のある企業、知り合い企業をご紹介願ひます。OBAC において企業に接触し、業務支援交渉をします。紹介アドバイザーが紹介企業を担当していただくことも。大歓迎です。

第5条 コンプライアンス

昨今取引においては、コンプライアンスの重要性が、一段と高まってきており OBAC の主要取引先である、ジェトロおよび地方公共団体等との業務委託契約には必ずコンプライアンス条項が含まれています。つきましては OBAC のアドバイザーに置かれましても、コンプライアンスの重要性について、十分にご理解いただき、OBAC 業務を実施いただきますよう、願ひします。

- ① 機密情報・個人情報の取り扱ひは十分注意して管理し、メールの誤送信防止 パソコンセキュリティ対策、目的以外の使用禁止等の徹底を図る。
- ② 日本又は OBAC 業務に関連する国及び地域の法令、ガイドライン又は通達等に抵触する行為、知的財産権法、競争法、個人情報保護法（データ保護法）外国公務員贈賄防止法（外国公務員への贈賄禁止）等に違反しない。
- ③ ハラスメント行為をしないこと。

ハラスメントには、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントのほか、人種差別又はジェンダーに関するハラスメントも含む。

- ④ OBAC が依頼した支援先企業と直接の利害関係が生じる行為（業務委託契約顧問契約、講義委任契約の締結等の契約行為又は役務の提供を含む商取引等の行為）をしないこと。
ただし、アドバイザーが事前に OBAC に相談し、OBAC が止むを得ないと判断した場合は、この限りでない。
- ⑤ アドバイザーが OBAC ロゴを使用する場合は、事前に OBAC に相談し、了解を得ること。

以上

上記規約に同意します。

OBAC アドバイザー
